

経営革新計画の承認について

資料提供
令和6年7月31日
課名：経営革新課
担当者：森川
内線：3460
直通電話：082-513-3371

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づき申請のあった経営革新計画を、令和6年7月に3件承認しました。この承認により本県での総承認件数は4,026件となりました。

中小企業等経営強化法は、新商品・新サービスの開発などの特定事業者(※)の経営革新計画を県知事が承認することにより、融資などで、幅広く支援するものです。

○令和6年7月に承認した経営革新計画

申請者所在地	設立	資本金(千円)	従業員(人)	業種	経営革新計画のテーマ
ファクス株式会社 安芸高田市吉田町	昭和36年	10,000	20	金属製品製造業	長尺鋼材NC加工機導入による半導体製造装置等に用いるフレームの生産性向上
有限会社モリシタデンキ 豊田郡大崎上島町	平成3年	10,000	2	機械器具小売業	リノベーション事業&レンタルオフィス事業の構築
ニイダ株式会社 広島市西区井口	昭和50年	10,000	8	技術サービス業(他に分類されないもの)	ドローンを活用した撮影による新規顧客開拓

中小企業経営革新計画の承認制度とは、特定事業者が、中小企業等経営強化法に基づいて、新たな事業に取り組むため「経営革新計画」を作成し、県の承認を受けた場合、その計画達成の支援策として、特利融資や信用保証枠の拡大等の優遇措置の対象となる制度です。

詳しくはこちらをご覧ください。

→ <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/75/keieikakushinsien-gaiyou2.html>

(※)特定事業者とは、常時使用する従業員の数が500人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業を主たる事業として営むもの等を言います。